

平成 20 年 9 月 19 日（金曜日）

議 事 日 程 第 4 号

平成 20 年 9 月 19 日（金曜日）午前 10 時開議

- | | | |
|------|-----------|---|
| 第 1 | 報告第 12 号 | 専決処分報告について（平成 20 年度大仙市一般会計補正予算（第 5 号））
（総務委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 2 | 議案第 162 号 | 公益法人等への大仙市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（総務委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 3 | 議案第 173 号 | 字の区域の変更について
（総務委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 4 | 議案第 167 号 | 大仙市男女共同参画推進条例の制定について
（企画産業委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 5 | 議案第 168 号 | 大仙市神宮寺合築駅舎交流施設条例の制定について
（企画産業委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 6 | 議案第 169 号 | 大仙市担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例の制定について
（企画産業委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 7 | 議案第 172 号 | 大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部変更について
（企画産業委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 8 | 議案第 161 号 | 大仙市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（教育民生委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 9 | 議案第 163 号 | 大仙市犯罪被害者等基本条例の一部を改正する条例の制定について
（教育民生委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 10 | 議案第 164 号 | 大仙市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
（教育民生委員長報告・質疑・討論・表決） |

- 第 1 1 議案第 1 6 5 号 大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 2 議案第 1 7 0 号 大仙市小種共同墓地条例の制定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 3 議案第 1 7 1 号 大仙市安全・安心まちづくり条例の制定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 4 議案第 1 7 6 号 損害賠償の額を定めることについて
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 5 議案第 1 7 4 号 市道の路線の認定及び廃止について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 6 議案第 1 7 5 号 平成 1 9 年度大仙市上水道事業剰余金の処分について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 7 議案第 1 7 7 号 平成 2 0 年度大仙市宅地造成事業特別会計への繰入額の変更
について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 8 議案第 1 7 8 号 平成 2 0 年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更
について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 9 議案第 1 7 9 号 平成 2 0 年度大仙市公共下水道事業特別会計への繰入額の変
更について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 0 議案第 1 8 0 号 平成 2 0 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計へ
の繰入額の変更について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 1 議案第 1 8 1 号 平成 2 0 年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入額の変
更について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 2 議案第 1 8 2 号 平成 2 0 年度大仙市一般会計補正予算 (第 6 号)
(各常任委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 3 議案第 1 9 2 号 平成 2 0 年度大仙市荒川財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 4 議案第 1 9 3 号 平成 2 0 年度大仙市船岡財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)

第 2 5	議案第 1 8 3 号	平成 2 0 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） （教育民生委員長報告・質疑・討論・表決）
第 2 6	議案第 1 8 4 号	平成 2 0 年度大仙市老人保健特別会計補正予算（第 2 号） （教育民生委員長報告・質疑・討論・表決）
第 2 7	議案第 1 8 6 号	平成 2 0 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号） （教育民生委員長報告・質疑・討論・表決）
第 2 8	議案第 1 8 5 号	平成 2 0 年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号） （建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
第 2 9	議案第 1 8 7 号	平成 2 0 年度大仙市宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号） （建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
第 3 0	議案第 1 8 8 号	平成 2 0 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号） （建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
第 3 1	議案第 1 8 9 号	平成 2 0 年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号） （建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
第 3 2	議案第 1 9 0 号	平成 2 0 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号） （建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
第 3 3	議案第 1 9 1 号	平成 2 0 年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号） （建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
第 3 4	議案第 1 9 4 号	平成 2 0 年度大仙市上水道事業会計補正予算（第 1 号） （建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
第 3 5	議案第 1 9 6 号	平成 1 9 年度市立大曲病院事業会計決算の認定について （教育民生委員長報告・質疑・討論・表決）
第 3 6	議案第 1 9 7 号	平成 1 9 年度大仙市上水道事業会計決算の認定について （建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
第 3 7	陳情第 7 5 号	ハトムギの転作奨励金に関することについて （企画産業委員長報告・質疑・討論・表決）
第 3 8	陳情第 8 1 号	新たな過疎対策法の制定に関することについて （企画産業委員長報告・質疑・討論・表決）

- 第 39 陳情第 78 号 政府・厚生労働省へ後期高齢者医療制度の中止・撤回を求めることについて（教育民生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 40 陳情第 79 号 国保税を年金から天引きする条例改正をしないよう求めることについて（教育民生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 41 陳情第 80 号 市道堰口 2 号線に関することについて
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 42 意見書案第 59 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
（質疑・討論・表決）
- 第 43 閉会中の各委員会の継続審査及び所管事務調査
- 第 44 議案第 198 号 工事請負契約の締結について
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 45 議案第 195 号 平成 19 年度大仙市一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算特別委員長報告・継続審査）
- 第 46 議案第 199 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
（説明・質疑・討論・表決）
- 第 47 議案第 200 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
（説明・質疑・討論・表決）
- 第 48 議案第 201 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
（説明・質疑・討論・表決）
- 第 49 議案第 202 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
（説明・質疑・討論・表決）
- 第 50 議案第 203 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
（説明・質疑・討論・表決）

出席議員（29 人）

1 番 大 坂 義 徳	2 番 佐 藤 文 子	3 番 小 山 誠 治
4 番 佐 藤 隆 盛	5 番 藤 井 春 雄	6 番 杉 沢 千恵子
7 番 佐々木 昌 志	8 番 高 橋 敏 英	9 番
10 番 千 葉 健	11 番 渡 邊 秀 俊	12 番 金 谷 道 男
13 番 芥 藤 博 幸	14 番 佐々木 洋 一	15 番 武 田 隆

16番 藤田君雄	17番 菊地幸悦	18番 佐藤芳雄
19番 大野忠夫	20番 大山利吉	21番 高橋幸晴
22番 本間輝男	23番 門脇一男	24番 橋本五郎
25番 橋村誠	26番 佐藤孝次	27番 鎌田正
28番 北村稔	29番 竹原弘治	30番 児玉裕一

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

市長 栗林次美	副市長 久米正雄
副市長 山王丸愛子	教育長 三浦憲一
代表監査委員 田牧貞夫	総務部長 老松博行
企画部長 小松辰巳	市民生活部長 元吉峯夫
健康福祉部長 岡晴隆	農林商工部長 藤原薫
建設部長 中嶋喜代博	病院事務長 富岡暁雄
水道局長 藤田良雄	教育次長 相馬義雄
教育次長 藤原保子	総務課長 進藤雅彦

議会事務局職員出席者

局長 田口誠一	参事 高橋薫
副主幹 伊藤雅裕	副主幹 加藤博勝
主任 菅原直久	

午前10時00分 開 議

○議長（大坂義徳君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（大坂義徳君） 本日の会議は、議事日程第4号をもって進めます。

○議長（大坂義徳君） 日程に入る前、この際、お諮りいたします。藤井春雄君から、9

月 11 日の本会議における発言について、会議規則第 65 条の規定により、お手元に配付のとおり発言を取り消したい旨の申し出がありました。この取消申出を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって、藤井春雄君からの発言の取消申出を許可することに決しました。

○議長（大坂義徳君） 日程第 1、報告第 12 号から日程第 3、議案第 173 号までの 3 件を一括して議題といたします。

本 3 件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 29 番竹原弘治君。はい、29 番。

○総務常任委員長（竹原弘治君）【登壇】 本会議第 3 日に当委員会に審査付託となりました事件について、去る 9 月 12 日に関係職員の出席を求め委員会を開催し、慎重審査いたしましたので、その経過及び結果について順次ご報告いたします。

はじめに、報告第 12 号「専決処分報告について（平成 20 年度大仙市一般会計補正予算（第 5 号））」につきましては、当局からの報告内容説明に対し、格別なる質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は承認すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 162 号「公益法人等への大仙市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、当局からの議案内容説明に対し、「法律等の改正により社会福祉法人は公益的法人から外れるのか」との質問があり、当局からは「改正の内容は文言等の整理であり、今までと変わりはない」との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 173 号「字の区域の変更について」は、当局からの議案内容説明に対し、格別なる質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、報告第１２号を採決いたします。
本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件は、承認することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第１６２号及び議案第１７３号の２件を一括して採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本２件は、原案のとおり可決されました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第４、議案第１６７号から日程第７、議案第１７２号までの４件を一括して議題といたします。

本４件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長３０番児玉裕一君。はい、３０番。

○企画産業常任委員長（児玉裕一君）【登壇】 ご報告いたします。

今次定例会本会議第３日に当委員会に審査付託となりました事件につき、去る９月１２日に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

最初に、議案第１６７号「大仙市男女共同参画推進条例の制定について」につきましては、男女共同参画推進条例の審議会委員のうち見識を有する者と公募による者の割合についての質問があり、「審議会委員は１６人以内で見識を有する者と公募による者の割合は特に決まっていない」との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本案は出席委員の一致をもちまして、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１６８号「大仙市神宮寺合築駅舎交流施設条例の制定について」及び議案第１７２号「大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部変更について」につきましては、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、本２案は出席委員の一致をもちまして、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１６９号「大仙市担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例の制定について」につきましては、委員から「農業は合理化が進んで農地を集積し、担い手に任せる形で進まなければ農業は衰退してしまうが、この事業も２１年度で終了するということだが、各集落の農業を守っていくためには市としてどのように考えていくのか」との質問があり、当局から「この事業は国・県からの助成であり、２１年度で終了となっているが、この後も国・県に対してこのような事業について要望していきたい」との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本案は出席委員の一致をもちまして、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第１６７号から議案第１６９号及び議案第１７２号の４件を一括して採決いたします。本４件に対する委員長報告は原案可決であります。本４件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本４件は、原案のとおり可決されました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第８、議案第１６１号から日程第１４、議案第１７６号までの７件を一括して議題といたします。

本７件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長１１番渡邊秀俊君。はい、１１番。

○教育民生常任委員長（渡邊秀俊君）【登壇】 報告いたします。

本会議第３日において当常任委員会に審査付託となりました事件につき、去る９月１２日に常任委員会を開催し、慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第１６１号「大仙市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの改正内容の説明に対し、質疑において、「認可地縁団体とはどういったものを指すのか」との質問があり、当局からは「自治会や町内会のように住んでいる土地や地域でつながりのある地域共同体を指している。印鑑登録に関しては、市では不動産の管理などがある団体に対してのみ認めており、現在市内では３２団体が登録されている」との答弁がありました。

採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１６３号「大仙市犯罪被害者等基本条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第１６５号「大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」までの３議案につきましては、当局からの改正内容の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本３案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１７０号「大仙市小種共同墓地条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において、「条例第１３条で使用許可の取り消しを規定しているが、この中の「使用者が死亡し、その祭祀を行う継承者がいないとき」に該当した事例はこれまでであるのか」との質問に対し、当局からは「これまでこの理由によって取り消しになった例はないが、現在、大曲墓苑において継承者がおらず、墓地管理手数料が未納になっている事例が１件ある。仮に取り消すにしても取り消した後の墓地の管理や中に入っているお骨の問題など非常にデリケートな問題であるので、その取り扱いについて現在慎重に検討中である」との答弁がありました。

その他、２、３の質疑等がありましたが、いずれも当局の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１７１号「大仙市安全・安心まちづくり条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、２、３の質疑等がありましたが、いずれも当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきも

のと決した次第であります。

なお、審議の中で、「この条例を施行するにあたっては、防犯・防災はもちろんだが、特に穴の空いた市道の整備や危ないカーブ、木の陰に隠れて見えない交通標識など、交通安全に関しては多くの課題があり、市の役割というのは非常に大きいと思うので、市と市民、地域活動団体、事業者などの役割を明確にし、互いが連携し合うのはもちろん、市が率先して取り組んでこの条例を実のあるものにしていただきたい」との意見が出されましたことを申し添えます。

次に、議案第１７６号「損害賠償の額を定めることについて」につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において、人身部分が上程されていないことについての質問があり、当局からは「物損部分の金額が確定したのを受けて、今回その部分について議案上程させていただいたが、人身部分については本人がまだむちうちの症状が残っており、通院中で完治していない状態である。全体の医療費が確定したところで改めて報告したいと考えている」との答弁がありました。

その他、２、３の質疑等がありましたが、いずれも当局の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第１６１号、議案第１６３号から議案第１６５号、議案第１７０号、議案第１７１号及び議案第１７６号の７件を一括して採決いたします。本７件に対する委員長報告は原案可決であります。本７件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本７件は、原案のとおり可決されました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第１５、議案第１７４号から日程第２１、議案第

181号までの7件を一括して議題といたします。

本7件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長19番大野忠夫君。はい、19番。

○建設水道常任委員長（大野忠夫君）【登壇】 ご報告いたします。

今期定例会本会議第3日に当委員会に審査付託となりました事件につき、去る9月12日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についての報告をいたします。

はじめに、議案第174号「市道の路線の認定及び廃止について」につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は同意すべきものと決した次第であります。

次に、議案第175号「平成19年度大仙市上水道事業剰余金の処分について」につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において「議案の内容説明においては上水道事業剰余金のうち5,000万円を建設改良積立金として処分するとの説明であったが、剰余金1億5,000万円を処分することになっており、この金額の違いは何か」との質疑に対し、当局からは「平成19年度末処分利益剰余金のうち、減債積立金に1億円と建設改良積立金に5,000万円を処分するもので、合わせて1億5,000万円を処分することになるが、減債積立金については地方公営企業法第32条第1項により積み立てが義務づけられている法定積立金で、議会の議決を要しないこととされており、今回は任意積立金である建設改良積立金5,000万円の処分の議決をお願いするものである」と答弁がありました。

その他には質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第177号「平成20年度大仙市宅地造成事業特別会計への繰入額の変更について」から議案第180号「平成20年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について」の4件につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本4件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第181号「平成20年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入額の変更について」につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において「協和小種地区の雄物川河川改修事業の実施に伴う下水道管移設工事費分も繰入額に入っている

が、この地区の農業集落排水事業は供用開始から何年経過したのか。また、この事業費の負担割合はどうなるのか」との質疑に対し、当局からは「農業集落排水事業の供用を開始して6年が経過している。事業費の負担割合については、大仙市としては減価償却費として一部の負担はあるものの、そのほとんどが国の移設補償費で賄われるものである」との答弁でした。これに対し委員からは「国の事業とはいえ、旧協和町で下水道の配管をし、供用を開始してから年数も経過しておらず、移設工事を行うとなるとむだな経費を使っていると思われる。大仙市になったのだから、これからは国や県とよく連絡を取りながら、むだな経費を使わないようにお願いしたい」との意見もありました。

その他には質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第174号を採決いたします。本件に対する委員長報告は同意であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第175号及び議案第177号から議案第181号までの6件を一括して採決いたします。本6件に対する委員長報告は原案可決であります。本6件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本6件は、原案のとおり可決されました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第22、議案第182号を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに総務常任委員長 29 番竹原弘治君。
はい、29 番。

○総務常任委員長（竹原弘治君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第 182 号「平成 20 年度大仙市一般会計補正予算（第 6 号）」について、当委員会に審査付託となりました所管する歳入歳出予算につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、「借換債に関連して 21 年度以降の計画はどのように見込んでいるのか」との質疑があり、当局からは「現在の借換えについては、21 年度までの特例であり、まだ金利が 5 %以上の市債があり、今後は銀行引受債など低利なものに借換えをして利息の軽減に努めたい」との答弁がありました。

また、「交付税について大仙市の伸び率が低いのはなぜか。交付額は決定されたものか」との質疑には、当局からは「昨年からは始まったがんばる地方応援プログラムが減額となっていて、国では市町村の平成 15 年度と 18 年度の決算額を比較して、どれぐらいスリムになっているかなどを数値であらわしている。大仙市ではかなり数値は減っているが、全国的な平均値と比較すると、それほど効果が出ていないということで、基準財政需要額にあまりあらわれていないということが考えられる。また、本年度の普通交付税については、今後、調整額が追加される場合があるが、現段階の額であり、また、特別交付税は例年 3 月に決定になる」との答弁がありました。

その他 2、3 の質問がありましたが、当局説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

次に、企画産業常任委員長 30 番児玉裕一君。はい、30 番。

○企画産業常任委員長（児玉裕一君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第 182 号「平成 20 年度大仙市一般会計補正予算（第 6 号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管の歳入歳出予算につきまして、当局から補正内容の説明の後、暫時休憩し、大曲社会保険健康センター「ペアーレ大曲」、花火資料の保管場所予定の仙北中学校旧生徒合宿所及び中仙地域の野中工業団地内の地盤沈下の視察を行い

ました。

視察終了後、委員会を再開し、質疑において、大曲社会保険センター取得事業費について、委員から「今後、地方交付税はかなり減額されると思われるが、そのときに明らかにランニングコストのかかる施設を取得してもいいのか考えてほしい。どうしても取得するということであれば、近辺にある公共施設を整理して、それらの機能を持たせるという考えはできないのか」との質問があり、「将来的には近辺施設を廃止して今回取得するペアーレ大曲に機能を移行しながら有効活用を図っていきたい」との答弁がありました。

さらに、「ペアーレ大曲を取得した場合、近辺施設を何年で移行させるか明示できないか」との質問に対し、「市としては、近辺にある施設の女性センターと大曲公民館の2施設については、老朽化が進むとペアーレ大曲に機能を移す方向で作業を進めていくが、女性センターにも利用者がいるため、そういう方々と協議しながら機能を移行していくため、移行時期については明示できない状況にある」との答弁がありました。

次に、花火伝統文化継承事業費に関して、「この事業は花火の資料を収集するのが目的だということだが、行き着くところはどのように考えているのか。また、資料の収集をして、いろいろな事業展開をしていくのであれば、ボランティアレベルでなく市の事業として実施する考えも出てくるのではないか」との質問があり、「この事業については今現在、花火関係資料の収集しか考えていない。とにかく全国から花火の資料を、花火の街大仙市で集めてみたいという事業である。また、この事業はボランティア団体と市の共同事業という位置づけをしている。ボランティア団体の活動を市が支援していく共同事業と位置づけ、花火の街大仙市が花火の文化を全国に発信できるような資料収集を目指していきたい」との答弁がありました。

次に、工業団地管理費に関して、「仙北中央自動車協業組合の建物の保全補修はわかるが、周りの沈下が認められることに対してはどうするのか」との質問に対し、「今回の補正は建物にかかわる部分の補償であり、全体的なものではない。今後さらに調査をして、当事者と協議していきたい」との答弁がありました。

また、「これは市の補償であるため、この工事についても監視、検査は市がやらなければならないと思われるので、しっかり実施してほしい」との要望がありました。

ほかに、イントラネット基盤施設管理費について、ふるさと応援基金積立金についての質問がありましたが、いずれも当局説明を了とし、討論において、賛成の立場から「ペ

アーレ大曲を取得した場合は、その後の計画をしっかりと示しながら、市民と議会が納得できる運営と将来の維持管理費の削減を考えて運営していただきたい」との意見があり、採決の結果、本案は出席委員の一致をもちまして、原案のとおり可決すべきものと決しました。

報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

次に、教育民生常任委員長 11 番渡邊秀俊君。はい、11 番。

○教育民生常任委員長（渡邊秀俊君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第 182 号「平成 20 年度大仙市一般会計補正予算（第 6 号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、質疑において「10 月 1 日から休祭日救急医療センターの機能が健康増進センターから仙北組合総合病院に移るが、現在行っている場所はどうなるのか」との質問があり、当局からは「休祭日は、救急医療センターで使用しているが、普段は大曲保健センターで各種健康相談などに使っており、センター機能が移転した後も引き続き使用していく予定である」との答弁がありました。

また、高齢者等除雪サービス事業の利用者の推移と利用料金との関係についての質問にいつては、「19 年度は暖冬の影響により利用者が 260 人となっているけれども、今年度は 320 人程度を見込んでいる。また、利用料金については、基本的には所得に応じて負担いただくこととしており、規定の回数に達しない場合は料金を返還する対応もしているので、利用者への配慮も図られていると考えている」との答弁がありました。

また、消防団員となる市役所職員 40 人の出動時の対応についての質問に対しては、「市の条例に職務専念義務の免除について規定している。また、勤務時間内の活動については、服務免除という取り扱いになり、費用弁償は支払われないこととなっている。所属先については、各職員の住所地の分団への入団を予定している」との答弁がありました。

その他 2、3 の質疑等がありましたが、いずれも当局の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

次に、建設水道常任委員長 19 番大野忠夫君。はい、19 番。

○建設水道常任委員長（大野忠夫君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第 182 号「平成 20 年度大仙市一般会計補正予算（第 6 号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第 182 号を原案について採決いたします。本件に関する各委員長報告は原案可決であります。本件は、各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第 23、議案第 192 号及び日程第 24、議案第 193 号の 2 件を一括して議題といたします。

本 2 件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 29 番竹原弘治君。はい、29 番。

○総務常任委員長（竹原弘治君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第 192 号「平成 20 年度大仙市荒川財産区特別会計補正予算（第 1 号）」及び

議案第 193 号「平成 20 年度大仙市船岡財産区特別会計補正予算（第 1 号）」の 2 件につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本 2 件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第 192 号及び議案第 193 号の 2 件を一括して採決いたします。本 2 件に対する委員長報告は原案可決であります。本 2 件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本 2 件は、原案のとおり可決されました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第 25、議案第 183 号から日程第 27、議案第 186 号までの 3 件を一括して議題といたします。

本 3 件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長 11 番渡邊秀俊君。はい、11 番。

○教育民生常任委員長（渡邊秀俊君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第 183 号「平成 20 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」、議案第 184 号「平成 20 年度大仙市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）」及び議案第 186 号「平成 20 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）」の 3 議案につきましては、当局からの補正内容の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本 3 件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第１８３号、議案第１８４号及び議案第１８６号の３件を一括して採決いたします。本３件に対する委員長報告は原案可決であります。本３件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本３件は、原案のとおり可決されました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第２８、議案第１８５号から日程第３４、議案第１９４号までの７件を一括して議題といたします。

本７件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長１９番大野忠夫君。はい、１９番。

○建設水道常任委員長（大野忠夫君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第１８５号「平成２０年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）」につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、質疑において、「建物移転補償費で７，４００万円の補正となっているが、予算的には十分であるのか」との質疑に対し、当局からは「当初予算において建物移転補償費として７戸を予定していたが、積算にあたっては用地対策連合で６月に新単価に改正された基準単価で積算したところ、余裕が生じ、その残額と今回補正予算に計上した７，４００万円で１２戸１３棟の建物移転を行う予定である」との答弁がありました。

さらに委員からは「６月に改正された積算基準については、改正前と比較してどのように変化したのか」との質疑があり、当局からは「建物については建築経過年数で１年ごとに下がってきているが、今回の積算単価の改正については一部上がっているものもあるが、全体的には５％ほど下がってきている」と答弁がありました。

その他に質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１８７号「平成２０年度大仙市宅地造成事業特別会計補正予算（第１号）」から議案第１９４号「平成２０年度大仙市上水道事業特別会計補正予算（第１号）」ま

での6件につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本6件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第185号、議案第187号から議案第191号及び議案第194号の7件を一括して採決いたします。本7件に対する委員長報告は原案可決であります。本7件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本7件は、原案のとおり可決されました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第35、議案第196号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長11番渡邊秀俊君。はい、11番。

○教育民生常任委員長（渡邊秀俊君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第196号「平成19年度市立大曲病院事業会計決算の認定について」につきましては、予算が適正かつ効率的に執行されているか、また、事務事業の執行が法令及び条例等に基づき適正に処理されているかなどにつき、担当職員に説明を求め、審査いたしました。

審査終了後、意見の調整を行った結果、一つには、年間取扱患者数を見ると、入院延べ患者数は4万1,673人、外来延べ患者数は1万3,667人で、それぞれ前年度に比較すると、入院では31人の増、外来では499人の増となっており、患者の確保の面では努力の跡が見られる。

二つには、経営面では病院事業収益が8億6,832万9,529円、病院事業費用が8億5,932万9,529円で、差し引き900万円の黒字となっているが、病院

事業収益には病院の運営と病院移転時の損失処理に充てるものとして前年度決算額に比較して244万8,515円少ない2億3,178万4,736円の一般会計繰入金が含まれており、病院独自の収益とこの繰入金により病院事業を維持している現状にある。病院を取り巻く環境は、ここ数回の医療費のマイナス改定等により大変厳しいものとなっており、この厳しい状況は今後も続くものと予想されることから、収入の確保に努めるとともに、費用対効果を視野に入れた支出の実行に努めるなど、一層の経営改善に取り組まれない。

三つには、市立大曲病院は、精神症状や認知症を呈している患者やその家族、地域の医療機関や介護施設等にとっても必要不可欠な医療機関であると推察されることから、今後も地域のニーズに合った医療の提供に努められたいとの意見を付して、本決算は出席委員の一致をもって、認定すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第196号を採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件は、認定することに決しました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第36、議案第197号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長19番大野忠夫君。はい、19番。

○建設水道常任委員長（大野忠夫君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第197号「平成19年度大仙市上水道事業会計決算の認定について」につきましては、当局からの決算の内容説明に対し、質疑において、「営業収益で黒字が出ているようだが企業債等の償還はどうなっているか。一般会計での償還などないのか」との

質疑に対し、当局からは「収益的収入及び支出は、当該年度の営業にかかわるもので、給水収益が伸びていることもあり黒字となっている。しかし、資本的収入及び支出において、建設工事費等も含め企業債の償還金等も計上されることから支出の方が大きく収入を上回っている。資本的収入額が不足する２億９，６３９万５，２３９円を減債積立金、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金等で補てんしており、すべて上水道事業会計で賄っている」と答弁がありました。

また、「上水道事業と簡易水道事業を将来的に一本化していくものなのか、水道料金についても統一していくのか」との質疑に対して、当局からは「厚生労働省では合併市町村においては平成２８年度まで数ある水道事業を統一するようにと指導がきているが、現段階で具体的予定は立っていない。水道料金については、今年度策定する地域水道ビジョンの中で検討することになっており、第１回ワーキング部会を先月開催している。企業会計の場合は主に水道料金収入で運営しており、簡易水道事業は特別会計ということで一般会計からの繰り入れもあるので、同じ水道事業としても性格が異なる。また、簡易水道の中でも地域によってかかる経費が異なるので、これからの作業において結論を出したい」と答弁がありました。

さらに水道料金の未収金の額と回収の可能性、滞納している人への対応方法についての質疑では、「今年５月末現在で未収金残高が約１，０００万円であるが、回収の見込みはある。水道料金の滞納者には条例に従って停水処分も行っており、その効果は十分にあるものとする」との答弁がありました。

その他に質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は認定すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第１９７号を採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件は、認定することに決しました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第３７、陳情第７５号及び日程第３８、陳情第８１号の２件を一括して議題といたします。

本２件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長３０番児玉裕一君。はい、３０番。

○企画産業常任委員長（児玉裕一君）【登壇】 ご報告いたします。

継続審査となっておりました陳情第７５号「ハトムギ転作奨励金に関することについて」につきましては、７月２８日の閉会中に委員会を開催し、当局から参考意見を求め慎重に審査した結果、産地づくり交付金、転作奨励金の今年度の見直しは、他の作物にも影響を及ぼすためできないが、平成２１年度の段階で見直しをしていく必要があるのではないかと意見を付し、本陳情は陳情者の願意を不相当とし、出席委員の一致をもちまして不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第８１号「新たな過疎対策法の制定に関することについて」につきましては、当局から参考意見を求め慎重審査した結果、本陳情は、陳情者の願意を妥当と認め、国会及び関係省庁に意見書を提出すべく出席委員の一致をもちまして、採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、陳情第７５号を採決いたします。この採決は起立により行います。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大坂義徳君） 起立ゼロであります。よって本件は、不採択にすることに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、陳情第８１号を採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件は、採択することに決しました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第３９、陳情第７８号及び日程第４０、陳情第７９号の２件を一括して議題といたします。

本２件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長１１番渡邊秀俊君。はい、１１番。

○教育民生常任委員長（渡邊秀俊君）【登壇】 ご報告いたします。

当常任委員会に審査付託となりました陳情第７８号「政府・厚生労働省へ後期高齢者医療制度の中止・撤回を求めることについて」及び陳情第７９号「国保税を年金から天引きする条例改正をしないよう求めることについて」の２件につきましては、当局からの参考意見を求め慎重審査いたしました結果、いずれも願意不相当とし、出席委員の一致をもって、本２件は不採択とすべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、陳情第７８号を採決いたします。この採決は起立により行います。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（大坂義徳君） 起立少数であります。よって本件は、不採択とすることに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、陳情第 79 号を採決いたします。この採決は起立により行います。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（大坂義徳君） 起立少数であります。よって本件は、不採択とすることに決しました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第 41、陳情第 80 号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長 19 番大野忠夫君。はい、19 番。

○建設水道常任委員長（大野忠夫君）【登壇】 ご報告いたします。

陳情第 80 号「市道堰口 2 号線に関することについて」につきましては、現場を調査・確認した結果、委員からは採択という意見も出されましたが、不便性や緊急性、また、県営担い手育成基盤整備事業の除外区域になっていることなどから、継続して審査をする必要があるとの意見も出されました。

継続審査についてお諮りした結果、賛成多数により、閉会中の継続審査とすべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） お諮りいたします。本件については、ただいまの委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件は、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第 42、意見書案第 59 号を議題といたします。

意見書案第 59 号は、企画産業常任委員長から提出されております。

お諮りいたします。本件については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、提案理

由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件については、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

本件については、会議規則第３７条第２項の規定により、委員会付託はいたしません。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大坂義徳君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第５９号を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案第５９号が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第４３、閉会中の各委員会の継続審査及び所管事務調査についてを議題といたします。

各委員長からお手元に配付のとおり、会議規則第９７条、同１０３条の規定により、継続審査及び所管事務調査について申し出があります。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって、各委員会の継続審査及び所管事務の調査は、閉会中の継続審査及び所管事務調査とすることに決しました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第４４、議案第１９８号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君）【登壇】 ご説明申し上げます。

資料Ｎｏ．６の議案書をご覧いただきたいと思います。

１ページになります。

議案第１９８号、工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、仮称大仙市新仙北体育館建設に係る建築工事について、大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決をお願いするものであり、去る平成２０年９月１２日に指名競争入札を行った結果、荒屋舗建設・高禮建設特定建設工事共同企業体が落札いたしましたので、契約金額５億９，０１０万円で仮契約を締結したものであります。

工事の主な内容であります。掘見内字下田茂木地内に鉄筋コンクリート造２階建て、延べ床面積２，９４９．５９㎡の体育館を建設するもので、工期は契約締結の日の翌日から平成２１年１０月３０日までとしております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大坂義徳君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、１１番。

○１１番（渡邊秀俊君） 新仙北体育館について質問いたします。

工事費６億円弱という大変大きな金額を、やはりこういうのは当初予算でちゃんと計上すべき事柄ではないのか。しかも９月議会の最終日に思いついたように追加日程で上げるというやり方は、少しくまかないのではないかと思いますので、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 建設部長から答弁させます。

○議長（大坂義徳君） 中嶋建設部長。

○建設部長（中嶋喜代博君） 本件につきましては、本来であります当初予算に上程すべきものでありますが、設計単価の構成等の作業があり、タイムスケジュールの関係で

遅くなったことであります。協和体育館は平成１７年第３回定例会の最終日に上程しております。同様の形で対応したものでございます。

ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大坂義徳君） １１番。

○１１番（渡邊秀俊君） 協和体育館の前例を出されましたけれども、その前例はあまりいいことではないですよ。いいことでない前例は改めるべきかと考えますけれども、特にですよ、定例会は、もう半年ぐらい前から、いつ開会していつ終了するか、いつ議案日程するか大体決まっておるわけですね。そうであれば、せめて最終日ではなく、９月の当初議案に上げるべき大きな事業であり、大きな金額ではなかったかということです。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 久米副市長から答弁いたします。

○議長（大坂義徳君） 久米副市長。

○副市長（久米正雄君） 答弁申し上げたいと思います。

先程、中嶋建設部長がスケジュールの関係というふうなことで申し上げましたけれども、予算的には当初予算に計上しているわけですが、その実施設計の関係、それから実施設計が上がってきた日程の関係等、それから９月議会との日程を調整し、この今回の場合は特定建設企業体というふうな形でございまして、８月７日に案件を締め切りまして、８月８日に業者選定審議会を開催しております。そしてこの公告を１４日間みまして、この企業体の申請が、受付終了が８月２２日になっております。そして８月２７日に業者選定委員会を開催しまして共同企業体の選定、指名通知をしたところでございます。その後にこの設計図書閲覧等、見積期間を１５日間みまして、そしてまたこの設計図書に関する質問書提出期限閲覧等をしまして、見積りの最終日を９月１１日としまして、そして翌日の９月１２日に入札しまして、入札後、仮契約を締結し、そして９月１７日の議会運営委員会に議案の追加提案をお願いし、今般９月１９日の最終日に提案しまして議決をお願いするというふうな形でやっておるものでございますので、どうか意識的にそういうふうに行っているのではなくて、実施設計等、それからこのＪ・Ｖの組み合わせ、そういう申請、これを見ますと、どうしても９月の当初の提案というふうな形にはなりませんので、最終日の議案というふうなことになるものでございます。よろしくお願いしたいと思います。

○議長（大坂義徳君） 再々質疑ありませんか。

○11番（渡邊秀俊君） ありません。

○議長（大坂義徳君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） これにて質疑を終結いたします。

議案第198号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

この際、委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午前11時11分 休 憩

.....

午前11時50分 再 開

○議長（大坂義徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（大坂義徳君） 日程第44、議案第198号を再び議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長19番大野忠夫君。はい、19番。

○建設水道常任委員長（大野忠夫君）【登壇】 ご報告いたします。

休憩前の本会議において当委員会に審査付託となりました事件につき、委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第198号「工事請負契約の締結について」につきましては、当局からの内容説明後、質疑において、「落札率はどうなっているのか」との質問に対し、当局からは「予定価格との落札率は97.99%となっている」との答弁でした。

また、「今後、機械設備等の工事を含めると、どの程度の金額になるのか。年間の維持管理費はどの程度を見込んでいるのか」との質疑については、「舗装工事等の外構工事は含んでいないが、電気設備工事、機械設備工事、建設主体工事を含めて7億8,000万円程度を見込んでおり、年間の維持費は約1,200万円を見込んでいる」との答弁でした。

その他に質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は同意すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 討論なしと認めます。

これより議案第１９８号を採決いたします。本件に対する委員長報告は同意であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第４５、議案第１９５号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。決算特別委員長２７番鎌田正君。はい、２７番。

○決算特別委員長（鎌田 正君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第１９５号「平成１９年度大仙市一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について」につきましては、継続審査をお諮りした結果、出席委員の一致をもって、閉会中の継続審査とすべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） お諮りいたします。本件については、ただいま委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件は、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第４６、議案第１９９号から日程第５０、議案第２０３号までの５件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 議案第１９９号から議案第２０３号までの人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本５件につきましては、当市人権擁護委員のうち、渡邊和善氏、中沢玄爾氏、富岡妙子氏、菊地進氏、進藤美津子氏の任期が、来たる平成２０年１２月３１日をもって満了することから、その後任候補者について秋田地方法務局から推薦の依頼がありましたので、５氏とも再推薦するため、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大坂義徳君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第１９９号から議案第２０３号までの５件については、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本５件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 討論なしと認めます。

これより議案第１９９号から議案第２０３号までの５件を一括して採決いたします。本５件は、同意と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本５件は、同意することに決しました。

○議長（大坂義徳君） 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成２０年第３回大仙市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦勞さまでした。

午前 11 時 56 分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会副議長

佐々木 昌 志

議 員

斉 藤 博 幸

議 員

佐々木 洋 一

議 員

武 田 隆